

行財政改革の新たな基本方針を策定します

県では、平成13年度から行財政改革の取り組みを強化し、職員数と職員給与の削減、公共事業の抑制などを行ってきましたが、国の「三位一体の改革」の影響などにより、地方交付税などの歳入が大幅に減少し、今後大幅な財源不足が生じる恐れがあります。

このため県では、「必要な県民サービスの維持・充実」と「元気で明るい熊本づくり」を図るため、これまで以上の行財政改革に取り組みます。

※「三位一体の改革」について
 現在、政府が進めている国と地方を通じた税財政改革のことで、
 ①国庫補助負担金の廃止・縮減
 ②地方交付税の改革
 ③国から地方への税源移譲
 の3つを一体的に進めようとするものです。

平成3年ごろからの
バブル経済崩壊による長期の不況
 ⇒景気回復を図るための経済対策を何回も実施
 ⇒不況により、国・地方の税収が低迷



県債（県の借金）の増加
 基金（県の貯金）の減少

	平成4年度末	平成12年度末
借金の残高	4,964億円	⇒1兆783億円
貯金の残高	1,298億円	⇒56億円

これまでの財政健全化の取り組み
 （平成13～16年度）
 ◎人件費や公共事業費の削減
 ◎職員数の削減
 ◎歳入（県の収入）の確保など

成果

- 人件費の削減
知事、県議会議員、一般職員等の給与や報酬を2～10%削減
- 職員数の削減（知事部局）

559.4.1現在	1年当たり	H12.4.1現在	1年当たり	H16.4.1現在
5,873人	27人削減	5,440人	54人削減	5,223人
- 借金の減少
平成14年度末残高 1兆1,033億円
⇒平成15年度末残高見込み 1兆923億円
- 貯金の確保 平成16年6月現在残高 145億円

三位一体の改革
 国からの補助金や
 交付金の大幅な削減

- 平成16年度の予算で293億円の財源不足
- 国からの補助金、交付金がさらに削減されると、平成17年度には約370億円の財源不足（赤字）が生じる恐れがあります。

「必要な県民サービスの維持・充実」

「元気で明るい熊本づくり」



新たな取り組み

これまでの行政改革や財政健全化に関する計画に代わる「新たな基本方針」を平成16年度中に策定し、県民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、これまで以上の行財政改革に取り組んでいきます。



お問い合わせ先

熊本県行政経営課 行財政改革班 ☎096-383-1111（内線3043・3044）FAX096-382-3281
 電子メール gyos-eikeiei@pref.kumamoto.lg.jp